

港区男女平等参画行動計画 (平成22年度～26年度) を策定しました

港区は、すべての人が性別にとらわれず自分らしく豊かに生きることのできる男女平等参画社会を実現する固い決意をこめ、平成16年に港区男女平等参画条例を制定しました。この条例に基づき、平成17年3月に「港区男女平等参画行動計画(平成17年度～21年度)」を策定し、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

このたび、港区男女平等参画推進会議の答申や、地域で活動する団体や区民の皆さんからの意見聴取など、多くのご提言やご意見を反映させながら、平成22年度を初年度とする新たな行動計画を策定しましたので、その内容をお知らせします。

計画策定の背景

前行動計画を策定して以降、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正等、男女平等参画に関連する各種法制度が進み、施策の充実が図られました。一方、価値観やライフスタイルの変化、雇用形態の多様化、配偶者等の間での暴力の深刻化など、対応していかなければならない新たな課題が生じています。これらの課題を踏まえ、新たな行動計画を策定しました。

計画の位置付け

○男女共同参画社会基本法に定める「市町村男女共同参画計画」に該当するものであり、港区男女平等参画条例に規定する行動計画です。

○本計画の課題「配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶」を、配偶者暴力防止法に基づき、港区における「配偶者暴力対策基本計画」(市町村基本計画)に位置付けています。

○「港区基本構想」および「港区基本計画」を踏まえ、関連する分野別計画との整合性を図って

計画の期間

○前行動計画(平成17年度～21年度)を継承、発展させた計画です。

平成22年度から平成26年度までの5カ年計画とします。

計画の目標

男女平等参画社会の実現のために、4つの目標を定め取り組んでいきます。

責任項目の選定

目標を実現するにあたっての課題解決に向け、区が重点的に推進していく事業を「責任項目」として選定しました。(2面参照)

第三者評価の実施

計画の進行管理については、事業の報告書を年1回作成し公表します。

また、港区男女平等参画推進会議による第三者評価を受けます。このことにより、進捗状況とともに課題を明らかにしながら、計画を着実に推進していきます。

目標1 あらゆる場における男女平等参画を推進する

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」が改正されるなど、男女平等参画に関連する各種法制度の整備が進み、施策の充実が図られてきています。

しかしながら、平成20年に実施した区内在住・在勤者の意識・実態調査の結果では、区内在勤者の7割以上が「働く場では男性が優遇されている」と回答しています。このことから、性別による男女の固定的な役割分担や、これを反映した慣行は、社会のさまざまな分野に依然として残っているといます。また、最近の厳しい経済情勢と雇用環境は、働く女性の状況にも影響を及ぼしています。

そこで、政策・方針決定過程への女性の参画促進や、企業・雇用主への働きかけをさらに強化していくとともに、女性の再就職や起業支援、就業を継続できる環境づくり(女性のチャレンジ支援)や、地域活動を担う

目標2 ワーク・ライフ・バランスを推進する

国は、平成19年に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、国民に向けたキャンペーンを実施しています。

女性だけでなく男性も仕事と家事や育児、介護、地域活動などを両立するためには、特に職場において、長時間労働の改善や休暇を取ることへの職場内意識の改善など、ワーク・ライフ・バランスを可能とする働き方の見直しを進める必要があります。

ワーク・ライフ・バランスを進めることは、事業者にとって優秀な人材の確保や生産性の向上につながります。そこで、企業における長時間労働の改善などワーク・ライフ・バランスについての理解促進を図ります。併せて、待機児童の解消や子どもの居場所づくり、安心して子育てできる環境づくりな

目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する

区では、平成21年4月から、家庭相談センター(配偶者暴力相談支援センター)を設置し、配偶者等からの暴力にかかわる相談から、被害者の自立に至るまでの一貫した質の高い支援を行っています。

今後さらに、配偶者暴力やセクシュアル・ハラスメント、児童虐待などは、基本的人権を損なう行為であるということの理解を促進するとともに、配偶者暴力相談支援センター機能の充実を図ります。

区では、平成21年4月から、家庭相談センター(配偶者暴力相談支援センター)を設置し、配偶者等からの暴力にかかわる相談から、被害者の自立に至るまでの一貫した質の高い支援を行っています。

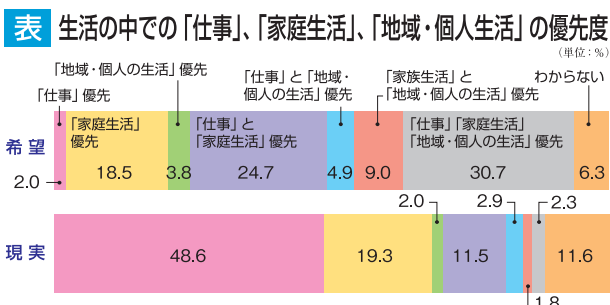
目標4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する

目標1から3までの課題解決や施策の実現を図るためには、推進体制の充実を図ることが重要です。区が、モデル事業所として区内の事業所の模範となるよう、一層の男女平等参画に基づいた取組を推進していきます。また、男女平等参画センター(リーブラ)を男女平等参画の拠点としてさらに活用するための工夫を行っていきます。

さらに、区および区民・事業者・教育機関などが個々の活動に加えてお互いに交流・連携し、取組意識や事業内容の醸成を図ることを進めます。

「配偶者暴力対策基本計画」理念

配偶者等からの暴力は、同居する子どもへの影響も深刻であり、犯罪となる行為を含む被害者への重大な人権侵害です。男女がお互いの性を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ、思いやりと責任をもって生きていくことは、男女平等参画を推進する上で不可欠です。被害者の多くは女性である現状を踏まえて、区民・事業者・区が一体となって、暴力の未然防止や被害者の視点に立った継続的な支援に取り組み、女性に対するあらゆる暴力の根絶をめざします。



*1) セクシュアル・ハラスメント…一般的には雇用の場での性差別的具体的な現れとしておきる「性的いやがらせ」。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目に触れる場でのわいせつな写真の掲示などが含まれる。

*2) メディア・リテラシー…情報の内容を主体的に読み解く能力。

*3) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ…自分の意志で子どもを産むかどうか、いつ産むか、どのくらいの間隔で産むかなどを自由に選択し、決定する権利などのこと。平成6(1994)年のカイロの国連会議(国際人口・開発会議)で国際的承認を得た考え方。

主な事業を紹介します

目標 1 あらゆる場における男女平等参画を推進する

○目標を実現するために7つの課題を設定し、その課題を解決するために43の事業を計画しました。

課題

- 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 働く場における男女平等参画の推進
- 女性のチャレンジ支援
- 地域活動の男女平等参画の推進
- 教育の場における男女平等参画の推進
- 家庭における男女平等参画の推進
- 社会制度・慣行における男女平等参画の推進

○区が特に重点的に取り組む責任項目とその主な事業は次のとおりです。

責任項目 「企業・事業主への雇用における男女平等に関する働きかけ」

主な事業

【ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度】

ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度を創設し、仕事と子育ての両立、女性の積極的活用など、ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる中小企業を認定します。

認定企業は、「広報みなと」や港区ホームページ、男女平等参画情報誌「オアシス」、中小企業向け情報誌「こうりゅう」、メールマガジン「MINATOあらかると」等で紹介し、ワーク・ライフ・バランスの取組に積極的な企業であることを広くPRします。

【企業・事業主向け講座・講演会の開催】

賃金や職場配置、昇進などの男女間の格差を解消するため、企業や事業主に対して、労働法等に関する講座・講演会を、東京都労働相談情報センター等と連携を図りながら効果的に開催します。

責任項目 「就業への支援」

主な事業

【女性の就職・再就職支援】

再就職をめざす女性が就職活動に必要なノウハウや、職業人として身につけるべきビジネススキルなどのポイントを、わかりやすく解説する講座を男女平等参画センター(リーブラ)などで実施します。

また、講座をとおして、女性をとりまく現在の雇用情勢や労働市場などについても情報提供を行い、就職活動に役立てられるようにします。

目標 2 ワーク・ライフ・バランスを推進する

○目標を実現するために4つの課題を設定し、その課題を解決するために66の事業を計画しました。

課題

- 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- 安心して子育てできる環境づくり
- ひとり親家庭への支援
- 高齢者・障害者への自立支援・介護の社会化の推進

○区が特に重点的に取り組む責任項目とその主な事業は次のとおりです。

責任項目 「ワーク・ライフ・バランスの理解促進」

主な事業

【区との契約希望事業者に対する働きかけ】

区が契約希望事業者に対して実施する入札の際に、価格以外の項目を評価する、総合評価方式の入札を試行実施します。

その評価項目のひとつとして、入札参加事業者のワーク・ライフ・バランスへの取り組み状況を設定します。

【ワーク・ライフ・バランスに関する普及啓発】

ワーク・ライフ・バランス導入マニュアルを作成し、事業者に配付するなど、企業におけるワーク・ライフ・バランスの普及啓発への支援を検討します。

そのほか、中小企業に対しワーク・ライフ・バランスの導入方法を指導する講座を、男女平等参画センター(リーブラ)などで実施します。

【ワーク・ライフ・バランスに関する取組の支援】

ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む区内企業や商店街に対して、アドバイザー派遣などの支援事業を検討します。

責任項目 「男女の多様な働き方の支援」

主な事業

【仕事と子育ての両立支援事業の実施】

中小企業における仕事と子育てが両立できる職場環境づくりを支援するため、育児休業助成金、配偶者出産休暇制度奨励金を交付します。

目標 3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する

○目標を達成するために4つの課題を設定し、その課題を解決するために55の事業を計画しました。

課題

- 人権を尊重する意識の醸成と擁護
- 配偶者に対するあらゆる暴力の根絶
- メディアにおける人権の尊重
- リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方に基づく生涯を通じた男女の健康支援

○区が特に重点的に取り組む責任項目とその主な事業は次のとおりです。

責任項目 「暴力防止教育と啓発」

主な事業

【ドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発】

男女共同参画週間に開催するフォーラムでの講座や、女性に対する暴力をなくす運動期間に、パネル展などを開催して積極的な意識啓発に努めます。また、「広報みなと」や男女平等参画情報誌「オアシス」等を通じての啓発や情報提供を促進します。

【国際化に対応した多言語リーフレットの作成】

外国人のために家庭相談センターのパンフレットを作成します。

責任項目 「配偶者暴力相談支援センター機能の充実」

主な事業

【相談から自立までの一貫した支援】

家庭相談センター(配偶者暴力相談支援センター)において、専門の相談員によるDV被害者への相談や生活支援および就労支援など、個々の状態に合わせて自立までの一貫した支援を実施します。

責任項目 「自立支援体制の整備」

主な事業

【被害者へのカウンセリングの実施】

家庭相談センター(配偶者暴力相談支援センター)において、専門の相談員によるDV被害者への相談を実施します。

心理カウンセラーや産業カウンセラーが、それぞれの状態に応じたきめの細かい相談を実施します。

* DV：ドメスティック・バイオレンスの略

目標 4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する

○目標を達成するために3つの課題を設定し、その課題を解決するために23の事業を計画しました。

課題

- 拠点施設の充実
- 庁内での計画推進体制の充実
- 区民・事業者・教育機関等との連携

○区が特に重点的に取り組む責任項目とその主な事業は次のとおりです。

責任項目 「男女平等参画センター(リーブラ)事業の充実」

主な事業

【施設の充実整備】

さまざまな機能を備えた男女平等参画の拠点施設として、誰もが立ち寄りやすく利用しやすいように整備します。

【学習機会の提供の充実】

男女平等参画センター(リーブラ)で、男性向け講座や女性のための再就職セミナー等、多彩な講座を開催します。

また、企業への出前講座も積極的に行い、より多くの皆さんに学習の機会を提供します。



リーブラにおける再就職支援セミナー「自分にとって働くとは？」

【区民・団体の活動との連携】

区が実施する事業等で連携を図り、より効果的に地域での男女平等参画を進めます。

【相談事業の充実】

男女平等参画センター(リーブラ)相談室「心のサポートルーム」で、DV相談、自分自身、家族、仕事、人間関係など、さまざまな問題について、資格のあるカウンセラーが専門的見地からサポートします。

現在、夜間の相談の受付を試行中ですが、より多くの皆さんが相談を受けられるよう、体制を整備します。